

新型コロナウイルス感染拡大状況により開催内容が変更になる場合があります。神奈川県支部HPに最新情報を掲載しますので確認をお願いします。HP：[https://www.engineer.or.jp/c\\_shibu/kanagawa](https://www.engineer.or.jp/c_shibu/kanagawa)



## 技術者の国家資格 「技術士」への道ガイダンス

技術士を目指す方の技術士試験に関する悩みや疑問に、神奈川県内合格者の体験談を中心にお答えします。

【主催】公益社団法人 日本技術士会神奈川県支部 修習技術者支援委員会

【日時】令和3年（2021年）3月27日（土）13:30～16:40（受付開始13:00）

【場所】

・会場参加：波止場会館5階 多目的ホール

横浜市中央区海岸通1-1 Tel: 045-201-3842

<http://www.y-port-kousei.or.jp/kaigisitsu/hatoba/access.html>

・Web参加：ZoomによるWeb配信

※感染拡大状況により、Web参加のみになる場合があります  
最新情報は神奈川県支部HPでご確認ください。

【参加費】学生・大学院生・教職員：無料

日本技術士会準会員：1,000円

一般・社会人：2,000円

日本技術士会正会員：2,000円

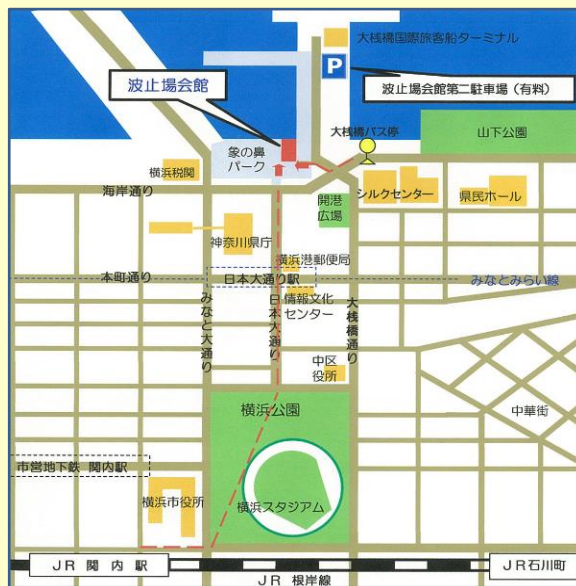
未入会技術士：3,000円

【定員】会場参加：30名（先着順）

Web参加：70名（先着順）

【申込み期限】2021年3月17日（水）

【内容】



- ・みなとみらい線 日本大通り駅3番出口から徒歩5分
- ・JR・市営地下鉄 関内駅南口から徒歩15分
- ・26系統バス(横浜駅、桜木町駅より) 大榎橋バス停から徒歩3分

### 1. 令和2年度技術士試験の状況と令和3年度の予定

日本技術士会神奈川県支部修習技術者支援委員会委員長 小林 進

### 2. 技術士制度について

日本技術士会神奈川県支部 修習技術者支援委員会委員 福田 遵

### 3. 技術士に求められる「資質・能力」の修得方法

日本技術士会神奈川県支部 修習技術者支援委員会委員 河相 雅史

### 4. 「技術士への道」体験談

(1) 機械部門 古瀬 晴邦氏

(2) 情報工学部門 亀田(磯尾) 佳代子氏

(3) 電気電子部門 加藤 哲生氏

### 5. 質疑応答

### 【申込み方法】

タイトルを「ガイダンス参加申込み」とし、「①氏名、②メールアドレス、③電話、④所属（学校名、勤務先等）、⑤参加方法（Web参加or会場参加のいずれかを記載）、⑥参加区分（「学生・院生・教職員」or「日本技術士会準会員」or「一般・社会人」or「日本技術士会正会員」or「未入会技術士」のいずれかを記載）の6項目をメール本文に記載して下記宛までメールでお申し込みください。参加申込みを受付後、参加方法、参加費の振り込み先（振込料は参加者負担でお願いします）についてメールでお知らせします。また、日本技術士会HPの行事予定からもお申し込みできます。

・申し込み先：[kanagawa@engineer.or.jp](mailto:kanagawa@engineer.or.jp)

※お知らせ頂いた個人情報は、本セミナーの運営目的以外には使用しません。

### 【問合せ先】

公益社団法人 日本技術士会神奈川県支部（[https://www.engineer.or.jp/c\\_shibu/kanagawa](https://www.engineer.or.jp/c_shibu/kanagawa)）

Tel: 045-210-0337、 E-mail: [kanagawa@engineer.or.jp](mailto:kanagawa@engineer.or.jp)

※会場では、新型コロナウイルス感染予防策（マスク着用、手指消毒、検温、受付や着席でのソーシャルディスタンスの確保など）にご協力をお願いします。

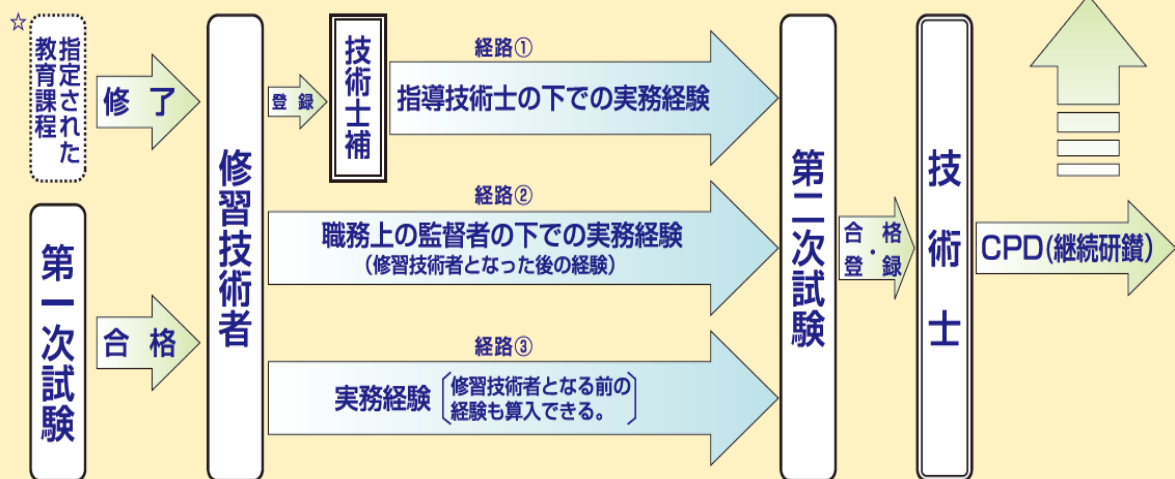
# 技術者の国家資格 「技術士」への道ガイダンス

「技術士」とは、国によって 科学技術に関する高度な専門知識と応用能力が認められた技術者であり、科学技術の応用面に携わる技術者にとって最も権威のある国家資格です。

また、グローバル化の進展に伴い、各国で技術者資格の相互認証への動きが進んでいます。技術士資格を取得することによりプロのエンジニアとして国内外で活躍する場が開けます注。

注：技術士資格はグローバル化に対応しているため、APECエンジニア、IPEA国際エンジニアなどの国際資格を取得できます。

## 技術士試験の仕組み



☆ 指定された教育課程とは、「大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうち、その修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したもの（技術士法第31条の2第2項）」の事です。

文部科学大臣が指定した大学等の一覧は、当会ホームページ (<http://www.engineer.or.jp>) の〔試験・登録情報〕⇒〔指定された教育課程の修了者について〕を参照して下さい。

皆さんの御参加をお待ちしています!